

令和5年第4回  
市議会定例会資料

その3



目 次

議案第 121 号關係	-----	5
議案第 122 号關係	-----	7



令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費	770					770
	トップアスリート連携事業費 (スポーツ推進課)		スポーツアンバサダーに就任した国際大会以上で活躍する本市ゆかりのアスリートを応援するとともに、アスリート支援の動画を制作して当該競技の普及や振興を図ることに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
2	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	8,011					8,011
	就労支援事業費 (障がい福祉課)		平成30年度以降の障害者相談支援事業等に係る委託契約における消費税の取扱いについて、課税対象として取り扱うこととなり、消費税相当額を追加で負担することに伴い、委託料、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
3	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	28,156	132	66			27,958
	地域生活支援事業費 (障がい福祉課)		平成30年度以降の障害者相談支援事業等に係る委託契約における消費税の取扱いについて、課税対象として取り扱うこととなり、消費税相当額を追加で負担することに伴い、委託料、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	7,895	2,463	1,231			4,201
	重層的支援体制整備事業費 (障がい福祉課)		平成30年度以降の障害者相談支援事業等に係る委託契約における消費税の取扱いについて、課税対象として取り扱うこととなり、消費税相当額を追加で負担することに伴い、委託料、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
5	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	14,795				3,140	11,655
	畜場施設管理運営経費 (小出支所)		畜場について、通路屋根ガラスや非常用照明、施設照明制御設備等を修繕するため、修繕料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
6	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	46,255			34,600		11,655
	環境事業センター管理経費 (環境事業センター) (繰越明許費)		環境事業センターの業務管理棟及びリサイクル展示室棟の屋上防水工事をを行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				
7	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	400				400	
	ごみの減量化・資源化推進費 (資源循環課)		剪定枝について、当初の想定を上回る排出量の増加に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)				

## 令和5年第4回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第11号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	343,015	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	343,015						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業観光課)		物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者を支援するとともに、地域経済の活性化や市内消費を喚起するため、市内店舗でのキャッシュレス決済に対するポイント還元事業の実施に伴い、消耗品費、通信運搬費、広告料、委託料を増額するもの。 <b>*決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)</b>				
9	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川管理費	7,997	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						7,997	
	河川維持管理経費 (下水道河川管理課) (繰越明許費)		準用河川千ノ川に架かる千ノ川橋、新千ノ川橋及び梅田橋に設置している河川水位監視システムについて、通信機器等の交換修繕を行うため、修繕料を増額するもの。 <b>*決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)</b>				
10	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	3,527	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						3,527	
	教育研究研修管理経費 (教育センター) (繰越明許費)		小学校教科書の全面改訂に伴い、教育センターの指導主事及び教育指導員が使用する教科書及び指導書等を配備するため、消耗品費、使用料及び賃借料を増額するもの。 <b>*決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)</b>				
11	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	106,110	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						106,110	
	学校教育振興関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)		小学校教科書の全面改訂に伴い、教員等が使用する教科書及び指導書等を配備するため、消耗品費、使用料及び賃借料を増額するもの。 <b>*決定過程 理事者調整(令和5年12月5日)</b>				

## 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課する当該被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため提案する。

## 2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

## 3 条例の概要

- (1) 世帯に出産する予定の被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額について、その出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間の当該被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減じた額とすること等とした。（第41条の4関係）
- (2) 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の属する世帯の世帯主は、氏名、住所、生年月日、個人番号等を記載した届書を市長に提出しなければならないこと等とした。（第48条の3関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第40条、第41条の3関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（目次、第14条、第16条、第23条、第32条、第41条関係）
- (5) この条例は、令和6年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>    ) 略</p> <p>第5章</p> <p>第6章 保険料 (第12条～<u>第48条の3</u>)</p> <p>第7章</p> <p>    ) 略</p> <p>第9章</p> <p>附則</p> <p>    (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第41条、<u>第41条の3</u>及び<u>第41条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>    ア</p> <p>    ) 略</p> <p>    ウ</p> <p>    エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項</u>及び<u>第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第8項又は第11項) の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</p>	<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>    ) 略</p> <p>第5章</p> <p>第6章 保険料 (第12条～<u>第48条の2</u>)</p> <p>第7章</p> <p>    ) 略</p> <p>第9章</p> <p>附則</p> <p>    (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第41条及び<u>第41条の3</u> の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>    ア</p> <p>    ) 略</p> <p>    ウ</p> <p>    エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u> の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項又は第15項) の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</p>



、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条

、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条

の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第41条、第41条の3及び第41条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

### (1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

#### ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第41条及び第41条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

### (1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

#### ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第40条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」とい

の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第41条及び第41条の3)の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

### (1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

#### ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項)の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第41条)の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

### (1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

#### ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項)の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第40条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」とい

う。)となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第41条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第41条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額若しくは第33条の額又は次条第1項各号に定める額、第41条の3第1項に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号に定める額、第41条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

う。)となった  
場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額若しくは第33条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額
- の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法

第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 略

(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において

第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 略

(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において

、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条」とあるのは「第36条」と、第2項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第35条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(第3項において「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と

読み替えるものとする。

3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条」とあるのは「第36条」と、第2項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第35条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(第4項において「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と

読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、

「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは



「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第48条の2 略

（出産被保険者に関する届出）

第48条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第7章 基金

（基金の設置）

第49条 略

（特例対象被保険者等に係る届出）

第48条の2 略

第7章 基金

（基金の設置）

第49条 略

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第3条の規定による改正後のもの）

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

- 2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

- 2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
- 3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

（条例又は規約への委任）

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第2条の規定による改正後のもの）

附 則

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第三十五条の二の六 道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号までに掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第五項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除するこ

とができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

- 3 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 4 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- 5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。
- 6 第四項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第一項、第二項及び第四項並びに附則第三十五条の二の二第一項から第三項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第三十五条の二の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した確定申告書を提出した場合（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- 9 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号までに掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第十二項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 10 第八項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第八項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 11 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第五項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得

等の金額及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第八項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

- 1 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第八項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。
- 1 3 第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五条の二の二第五項から第七項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第五項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第三十五条の二の二第五項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。
- 1 4 第八項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の規定による改正後のもの）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）
- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額
    - (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
    - (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
    - (3) 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
    - (4) 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
    - (5) 保健事業に要する費用の額
    - (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
  - ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額
    - (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
    - (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
    - (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
    - (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
  - ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額
- 二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
  - ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
  - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。
- 六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分し

て算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

九 第三号の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の

区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、二十二万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税



法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十三万五千円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十九万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十三万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

八 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。

（特例対象被保険者等に係る特例）

第二十九条の七の二 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項第四号中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項」と、同条第五項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次号及び第三号において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

○茅ヶ崎市国民健康保険条例

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第15条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2. 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3. 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。  
(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第18条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第20条 第18条の被保険者均等割額は、第17条の規定により算定した額と同額とする。  
(基礎賦課限度額)

第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）は、650,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第24条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第26条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第27条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額)

第33条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第35条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第36条 第33条の賦課額は、170,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等都道府県標準保険料率)  
第三十二条 (略)

2 第三十条第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 (略)  
二 次に掲げる額の合算額

イ (略)  
ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 10 (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

2 第三十条第三号の介護納付金都道府県標準算定基礎額(以下この条において「介護納付金都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る介護納付金都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)  
ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金(当該市町村が属する都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 11 (略)

(後期高齢者支援金等都道府県標準保険料率)  
第三十二条 (略)

2 第三十条第二号の後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額(以下この条において「後期高齢者支援金等都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る後期高齢者支援金等都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 (略)  
二 次に掲げる額の合算額

イ (略)  
ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金(当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 10 (略)

(介護納付金都道府県標準保険料率)

第三十三条 (略)

2 第三十条第三号の介護納付金都道府県標準算定基礎額(以下この条において「介護納付金都道府県標準算定基礎額」という。)は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る介護納付金都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一 (略)

二 次に掲げる額の合算額

イ (略)  
ロ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金(当該市町村が属する都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

3 11 (略)

附則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和五年七月二十日

厚生労働大臣 臨時代理  
国務大臣 永岡 桂子

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合)</p> <p>第三十二条の十の二 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合</p> <p>二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合</p>	<p>(新設)</p>

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。  
第五十六条の八十九第一項中「この条」を「この項及び次項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第七百三条の五第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、所得割額(納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者(以下この号及び次号において「出産被保険者」という。)につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。)及び被保険者均等割額(出産被保険者につき算定した被保険者均等割額(第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。同号において同じ。)について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日(総務省令で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項(第八号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年度分の国民健康保険の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和五年度分の当該保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣 松本 剛明

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 永岡 桂子

内閣総理大臣 岸田 文雄

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年七月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十三号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の三の第三項（同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第八十一条並びに第八十一条の第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十三条の五第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の七第二項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号口(4)中「及び第七十二条の三の第二項」を「第七十二条の三の第二項及び第七十二条の三の第三項」に改め、同条第三項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号口(2)中「及び第七十二条の三の第二項」を「第七十二条の三の第二項及び第七十二条の三の第三項」に改め、同条第四項第一号中「算定される」の下に「所得割額」を加え、同号口(2)中「及び第七十二条の三の第二項」を「第七十二条の三の第二項及び第七十二条の三の第三項」に改め、同条第五項に次の二号を加える。
八 世帯に出生する予定の被保険者又は出生した被保険者（以下この号及び次号において「出生被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出生被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出生被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出生被保険者の出生の予定日（厚生労働省令で定める場合）は、出生（日）の属する月（以下この号において「出生予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出生予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の六を第四条の七とし、第四条の五を第四条の六とし、第四条の四の次に次の一条を加える。

第四条の五 法第七十二条の三の第三項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の第三項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三十三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三十三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の第三項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

2 法第七十二条の三の第三項の規定による繰り入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定に繰り入れるものとする。）

3 法第七十二条の三の第三項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰り入れが行われた年度において行うものとする。

4 法第七十二条の三の第三項の規定による繰入金金の額

5 法第七十二条の三の第三項の規定による繰入金金の額

附則第四項第一項中「から第四項の五まで」を「から第四項の六まで」に改め、同項の表第四項の第三項第一号の項中「及び次条第一項各号」を「次条第一項各号及び第四項の五第一項各号」に改め、同表第四項の四第一項第二号及び第二項の項の次に次のように加える。

Table with 4 columns: Description, Amount, Calculation Method, and Reference. It details the changes to the fourth and fifth items of Article 4, and the addition of a new item to the table in Article 4, Paragraph 5, Item 1.



第五号) 附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一條第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の第三項及び第七十二條の四十八の第二項の改正規定並びに第六條中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一條第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第一項、第七條第二項及び第十二條第一項の規定 令和四年十二月三十一日

三 第一條中地方税法第四十五條の三の二の見出し及び同條第一項、第四十五條の三の三の見出し及び同條第一項、第三百十七條の三の二の見出し及び同條第一項並びに第三百十七條の三の三の見出し及び同條第一項の改正規定並びに同法附則第五條の四の二第一項及び第五項、第三十四條の二第三項及び第六項、第四十五條並びに第六十一條の改正規定並びに附則第三條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十條第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七條(地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号) 附則第二十一條の改正規定を除く。)の規定 令和五年一月一日

四 第二條(次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。)、第十一條、第十二條(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。)、及び第十三條(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。)、並びに附則第九條の規定 令和五年四月一日

五 第二條中地方税法第三十二條第十三項及び第十五項、第三十七條の四、第四十五條の二第一項ただし書、第四十五條の三第二項及び第三項、第三百十三條第十三項及び第十五項、第三百四十一條の九第一項、第三百十七條の二第一項ただし書並びに第三百十七條の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三條の二第二項及び第六項、第三十五條の二の三第一項及び第五項、第三十五條の二の五並びに第三十五條の二の六の改正規定並びに第八條及び第九條並びに附則第四條、第十一條、第十九條及び第二十條の規定 令和六年一月一日

六 第一條中地方税法第七十二條の二十四の七第六項に一号を加える改正規定 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日

七 第一條中地方税法附則第十一條第八項の改正規定(第十條第二号)を「第十一條第一項」に改める部分に限る。及び同法附則第十五條の七第一項の改正規定(第十條第二号)を「第十一條第一項」に改める部分に限る。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号) 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一條中地方税法附則第十五條第三十九項の改正規定(同項を同條第三十六項とする部分を除く。)、並びに附則第十三條第九項及び第十七條第四項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

九 第一條中地方税法附則第十五條第一項の改正規定及び同法附則第十五條第四十一項の改正規定(令和四年三月三十一日)を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同條第三十八項とする部分を除く。並びに附則第八條第三項並びに第十三條第十項及び第十一項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日

十 第二條中地方税法第三百八十二條第二項及び第三項並びに第三百八十二條の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第十四條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

十一 第三條及び附則第十五條の規定 民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号) 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日

(更正請求書に関する経過措置)  
第二條 第一條の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)、第二十條の九の第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。))に対して課すべき事業税(これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税)に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業及び令和四年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業税(これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税)に係る第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)、第二十條の九の第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二條の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。  
(道府県民税に関する経過措置)  
第三條 新法第四十五條の三の二第一項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(以下「三号施行日」という。))以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五條の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五條の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同條第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三十三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三十三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))について提出する新法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。  
3 新法附則第五條の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。第十一條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)以下「新租税特別措置法」という。第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。))を同條第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。))第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。))を同條第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律について行同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七條第一項に規定する特例控除対象寄附金について行同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

19 第五十三條第二十六項又は第三百二十一條の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十七項及び第三百二十一條の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八條第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八條第二十項及び第二十一項を削る。

第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正  
 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを(含む)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正  
 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、条約適用配当等申告書にこの条を「確定申告書にこの条に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)」を「年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「(条約適用配当等申告書にこの項を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)」を削る。

第十條 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。  
 附則第二項を次のように改める。

2 令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一條第一項及び第三條第一項の規定の適用については、第一條第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三條第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額

(国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九條第二項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六條の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。))の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該収入額)に、同年の四月」と「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十一條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の第一條を次のように改正する。

第二十一條の二中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正)

第十二條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八條のうち地方税法第三百十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改める。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第十三條 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「(地方税法第七十二條の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。)」を加え、同条に次の一号を加える。

六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人(地方税法第七十二條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。)

六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四條第一項中「第五十三條第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三條第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一條の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一條の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定 公布の日

二 第一條中地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二條の四十八の二第五項の改正規定、第二條中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一條第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項の改正規定、第五條中地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律

村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に... 第三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三百八十二条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合 三 不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合

（地方税法等の一部を改正する法律附則第五号第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を改正するもの）

第六項中「納付し」を「納付し」に改める。 附則第八号第一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を改正するもの）

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第七十二条の二第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六号各号」を「第七十二条の二十四の七第七号各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業者等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四第八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。」を（以下この節において「導管ガス供給業」という。）に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二十条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第二号に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。 第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。 第七十二条の二十四の二第二項中「ガス供給業」の下に「導管ガス供給業及び特定ガス供給業に...」を加える。

Table with 2 columns: 特別法人以外 (特別法人以外の法人(第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人で受託法人であるものを含む)) and 特別法人 (特別法人)

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。 第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第二項中「ガス供給業」の下に「導管ガス供給業及び特定ガス供給業に...」を加える。 第七十二条の二十四の七第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号八の表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業者及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業者等」を「発電事業者及び特定卸供給事業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号(第一号八を除く。）」を「第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号八」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、付加価値額、資本金等の額又は「を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「第一号とし、同項第一号イに掲げる法人を除く。」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第六号各号」を「第七十二条の二十四の七第七号各号」に改める。

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。 第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

3 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）以下この項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十二 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号ロ(3)中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を含む。」を加える。

附則第十一条の四第二項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「施設」とを削り、同条第五項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」とを削り、同条第七項中「この条」を「この項」に改め、「同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」とを削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき租税特別措

置法第八条の四第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「次に掲げる場合を除く。」及び「ものとし、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の三第一項中「第十項」を「第七項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」を「附則第三十五条の二の六第八項から第十四項まで」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「第五項、第七項及び第八項並びに次条」を「及び第六項」に、「いう。第七項」を「いう。第六項」に改め、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）以下この条において「確定申告書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情がある」と認められる場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項の規定の適用がある場合に限り、同条第五項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を「確定申告書」に改め、「市町村長においてやむを得ない事情がある」と認められる場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合作る（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限り、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「第三百七十七条の二第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市町村長においてやむを得ない事情がある」と認められる場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項の規定の適用がある場合における」を「第八項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を「確定申告書」に改め、「市町

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで若しくは第六項から第十項まで」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」に改める。  
 附則第六十一条第一項を削り、同条第二項中「附則第五項の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則第五項の四の二第三項及び」に、附則第五項の四の二第一項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項を「これらの規定に、令和三年」とあるのは「令和三年」とあるのは「」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第五項の四の二第五項及び第七項並びに」を「附則第五項の四の二第二項及び」に、「附則第五項の四の二第五項中「令和十五年」とあるのは「令和十七年」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項を「これらの規定に、令和三年」とあるのは「」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六十三条第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第九項第七号」に改める。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第十三条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「規定する指定納付受託者」の下に「又は第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の二の規定」の下に「又は第七百四十七条の七の規定」を加え、当該指定納付受託者」を「当該指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の五第一項の規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、同項の「を」これらの規定に規定する」に改め、同条第二項中「規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第三十二条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三十七条の四「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第四十五条の三第二項中「附記された事項を」付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条の十八第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により、条例で定める期間内に」に、「同条例」を「条例」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に關し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の一項を加える。

（登記所からの通知）

第七十三条の二十の二 登記所は、第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十二中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「条例の定めるところによつて」を「条例で定めるところにより」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の二第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「取得者から」の下に、「当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第三百十三條第三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「前年分の所得税に係る第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を「前年分の所得税に係る第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三百十四條の九第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十条の五の二第二項中「第五十三條第六十三項」を「第五十三條第六十五項」に、「第三百一十一條の八第六十項」を「第三百二十一條の八第六十二項」に、「第五十三條第七十七項」を「第五十三條第七十九項」に、「第三百二十一條の八第七十四項」を「第三百二十一條の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三條第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三條第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三條第五十八項の項中「第五十三條第五十八項」を「第五十三條第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をいう。第二号において同じ。)又は」を「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名

第五十二條第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三條第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九條第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九條第十六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)

第二百一条の次に次の二条を加える。

(被保険者番号等の利用制限等)

第二百一条の二 厚生労働大臣、市町村、介護サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等(被保険者番号(厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するための番号として、市町村ごとに定めるものをいう。)及び被保険者番号(市町村が被保険者の資格を管理するための番号として、被保険者ごとに定めるものをいう。))をいう。以下この条において同じ。)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、介護保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしうとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。  
二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。  
二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)  
第二百一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反しているものと認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二百五条の三中「者」を一の場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百五条の四 第二百一条の第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の次に次の一条を加える。

第二百九条の二 正当な理由がなくて第二百一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))に、「又は第二百九条」を、「第二百九条又は第二百九条の二」に改め、同条の次に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

第一条(施行期日) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民健康保険法第七十二条第三項、第八十二条の二第三項第一号及び第四項、第八十五条の二、第八十五条の三第三項並びに第八十三条の二第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第四項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第三項の改正規定、同法第五項の改正規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)、同法第九條第二項及び第七項及び第十項並びに同法第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条、第十六条第三項、第三十八條第一項及び第五十七條の二の改正規定、第七條の規定並びに第十二條の規定並びに次条第一項並びに附則第四条、第七條、第八條、第十二條、第十五條、第十七條及び第十八條の規定、公布の日

二 第八条中医療法の目次の改正規定(第九節 監督(第六十三條―第六十九條)を「第九節 監督(第六十三條―第六十九條)に改める部分に限る。))、同法第六條の三第三項の改正規定及び同法第六章に一節を加える改正規定並びに附則第十三條及び第三十一條の規定、令和五年八月一日

三 第三條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。))並びに第五條中地方税法第七百三條の四第三項の改正規定(同項第二号中「国民健康保険法」の下に「第七十三條の二」第一項に規定する出産育児交付金を含む。同法)を加える部分を除く。))、同法第十二項及び第二十項の改正規定並びに同法第七百三條の五に一項を加える改正規定並びに附則第六條及び第二十五條の規定、令和六年一月一日

四 第四條中国民健康保険法第六十四條及び第六十五條の三第二項第二号の改正規定、第六條中高齢者の医療の確保に関する法律第八條第五項の改正規定(推進)の下に「医療法第六條の三第一項に規定するかかりつけ医療機能(次条第四項において「かかりつけ医療機能」という。))の確保」を加える部分に限る。))及び同法第九條第四項の改正規定(推進)の下に「かかりつけ医療機能の確保」を加える部分に限る。))、第八條中医療法の目次の改正規定(第二号に掲げる改正規定を除く。))、同法第五條第一項及び第六條の三第一項の改正規定、同法第二章第一節中第六條の四の三を第六條の四の四とし、第六條の四の二を第六條の四の三とし、第六條の四の次に一條を加える改正規定、同法第十六條の二第一項第三号、第二十九條第三項第三号及び第四項第三号並びに第三十條の三第二項の改正規定、同法第三十條の三の二に一項を加える改正規定、同法第三十條の四第二項第十号の次に一號を加える改正規定、同法第三十條の五、第三十條の六第一項、第三十

2 健康保険法第五十二条の三から第五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條中「前條」を「第七十二條」に改める。

第七十一條第二項第一号中「予想額」の下に「(第七十二條の二第一項に規定する出産育児交付金の額を除く。)」を加える。

第七十三條の十第一項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(附則第七條において「基金」という。)」を「基金」に改め、同条第二項中「及び法令」を「法令」に改め、定めるもの」の下に「並びに介護保険法第三條の規定により介護保険を行う市町村及び特別区」を加える。

附則第七條を削る。

附則第八條中「前條の規定により読み替えられた」を削り、「及び国民健康保険法」とあるのは、「同法附則第七條第一項の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。及び国民健康保険法)を「並びに同法」とあるのは「同法」と、「介護保険法」とあるのは「並びに同法附則第七條第一項の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。、介護保険法)に改め、(以下「後期高齢者支援金等」に改め、「後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と)、(以下「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に改め、「後期高齢者支援金等及び」を「後期高齢者支援金等及び」に改め、同法を附則第七條とし、同法を附則第七條の規定により読み替えられた第二項第二号」に改め、同法を附則第七條とし、同法の次に次の一條を加える。

(令和六年度及び令和七年度の産育児交付金の特例)

第八條 令和六年度及び令和七年度においては、第七十二條の二第二項において準用する健康保険法第五十二條の四及び第五十二條の五中「同年度」とあるのは、「二分の一に相当する額に同年度」とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二條第三項中「適正化」の下に「(以下「医療費適正化」という。)」を加える。

第七十二條の三の次に次の一條を加える。

第七十二條の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三條の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二條の四第一項中「及び」を「第七十二條の三の二第一項及び」に改める。

第七十四條中「第七十二條の三の二第二項」の下に「第七十二條の三の三第二項」を加える。

第七十五條中「第七十二條の三の二第三項」の下に「第七十二條の三の三第三項」を加える。

第八十二條の二第三項第一号及び同法第四項中「医療に要する費用の適正化」を「医療費適正化」に改める。

第八十五條の二中「確保並びに」を「確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進」に改め、「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加える。

第八十五條の三第三項中「増進」の下に「並びに医療費適正化」を加え、「業務」に改める。

第七十三條の二第一項中「事項」の下に「被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項」を加える。

附則第九條第一項中「及び第七十二條の三の二第一項」を「第七十二條の三の二第一項及び第七十二條の三の三第一項」に改める。

第四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第八十二條の二第二項第二号」を「並びに第八十二條の二第二項第二号」に「附則第七條第一項第三号並びに第二十一條第三項第三号及び第四項第三号」を「第六項」に改める。

第六十四條第三項中「組合」の下に「並びに市町村から委託を受けて前項の規定による事務を行う都道府県」を「取得した」の下に「同項の」を加え、同項を同法第四項とし、同法第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、市町村から委託を受けて、当該市町村が第一項の規定により取得した同項の請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行うことができる。

第六十四條に次の一項を加える。

5 国は、市町村から委託を受けて第三項の規定による事務を行う都道府県に対し、当該事務が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六十九條中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に、「並びに」を「」に改め、「介護納付金」という。の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第九十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)」を加える。

第七十條第一項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第九十四号)の規定による」及び「(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)」を削る。

第七十三條の次に次の一條を加える。

(出産育児交付金)

第七十三條の二 出産育児一時金の支給に要する費用(健康保険法第一百條の政令で定める金額(第五十八條第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百條の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。))に係る部分に限る。の)の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に關する法律第二百四條の四第一項の規定により支払基金が都道府県又は組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 健康保険法第五十二條の三から第五十二條の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に關する法律第四十一條及び第四十二條の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四條中「前條」を「第七十三條」に改める。

第七十八條中「(附則第十條第一項に規定する拠出金を除く。第九十一條第一項において同じ。)」を削る。



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改める。